

七ふ振第54号
令和4年6月9日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

七ヶ宿町長 小関 幸



(仮称)七ヶ宿陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について (提出)

令和4年5月13日付け環対第76号で通知のありましたこのことについて、
「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当
該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評
価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法
を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める
省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）」第14条第4項の規定に
よる環境の保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。



担当：ふるさと振興課 企画係 津川
電話：0224-37-2194 (直通)
FAX：0224-37-2468

(仮称) 七ヶ宿陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

- 1 事業実施想定区域内には、希少な野生生物の育成・生息地等の保護・管理を目的とした緑の回廊があるほか、鳥獣保護区があり、現地の状況に詳しい専門家からの助言を踏まえ、調査を行う時期・方法を慎重に検討し、計画段階から自然環境への影響について調査結果をもとに総合的な評価を行い、風力発電機設置場所を選定すること。
- 2 騒音について、事業実施想定区域から2 km範囲内にある住宅が136戸、また、配慮が特に必要な住宅として0.5 kmの距離に住宅がある。重大な環境影響の回避又は低減の可能性が高いとの評価ではあるが、地形の影響や気象条件など複雑かつ不確定な要素を多分に含んでいることから、規定の調査の内容だけではなく、必要に応じて調査を追加し適切な評価を行うこと。
- 3 主要な展望点のうち15地点において風力発電機視認の可能性が示されているが、「みやぎ蔵王七ヶ宿スキー場」、「七ヶ宿オートキャンプ場きららの森」、「滑津大滝展望台」といった特に景観に配慮が必要な展望点が含まれているため、展望点の管理者、利用者、地域住民の意見を踏まえ、景観への影響を回避又は低減すること。
- 4 事業実施想定区域周辺の地域住民等に対して、生活環境への影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。また、住民からの苦情、要望等に対しては、誠意をもって迅速に対応を行うこと。
- 5 建設及び作業道の開設等には森林の広大な伐採が見込まれ、樹木の伐採に伴う土砂災害の危険が非常に高くなることから、十分な災害対策を行うこと。また、災害発生時においては迅速な対応を行うこと。
- 6 災害発生リスク、自然環境への配慮及び生活環境の確保について十分な検討がなされている計画とは感じられない。計画段階環境配慮書とはいえ、住民に対し真摯な対応と安心が得られるような具体的な計画が示されなければ、町として発電設備の設置には同意できない。